

第5 議会の広報・広聴活動及び活性化に向けた取組みに関する調

1 議会広報（表74～76）

議会広報紙を発行しているのは968町村（94.7%）であり、そのうち議会単独発行は816町村（84.3%）、町村広報を活用して掲載しているのは152町村（15.7%）である。（表74）

議会広報の発行について、条例に基づく編集委員会等を設置している町村は553町村であり、その中では「特別委員会」が442町村（79.9%）と最も多く、次いで、「単行条例」による77町村（13.9%）、「広報常任委員会」の25町村（4.6%）、「議会運営委員会」の9町村（1.6%）である。

この条例に基づく編集委員会等を設置している553町村は、編集委員は全て議員であり、その1町村あたりの平均編集委員は6.0人である。

条例に基づく編集委員会を設けず議会広報を発行しているのは、415町村であり、その中では「申合せ」による196町村（47.2%）が最も多く、次いで、「その他」の113町村（27.2%）、「規程」の106町村（25.6%）の順である。

条例に基づく編集委員会を設けず議会広報を発行している415町村は、「議員と職員共同」が176町村で最も多く、次いで、「議員のみ」の134町村、「職員のみ」の61町村、「その他」の10町村の順であり、1町村あたりの平均編集委員は5.3人である。（表75・76）

表74 議会広報紙の発行

（単位：団体）

| 発行している | 発行方法(内訳) | | 発行していない |
|--------|----------|--------|---------|
| | 議会単独 | 町村広報活用 | |
| 968 | 816 | 152 | 54 |

表75 議会広報委員会等の設置

（単位：団体）

| 条例に基づいて編集委員会等を設置している議会 | 町村数 | 条例に基づく委員会等 | | | |
|------------------------|-----|------------|------|-----|------|
| | | 常任 | 議会運営 | 特別 | 単行条例 |
| | 553 | 25 | 9 | 442 | 77 |
| 条例に基づく編集委員会等を設置していない議会 | 町村数 | 編集根拠 | | | |
| | | 規程 | 申合せ | その他 | |
| | 415 | 106 | 196 | 113 | |

表76 議会広報紙の編集委員(メンバー)

(単位:団体)

| 区分 | 町村数 | 編集委員 / 編集メンバー | | | | 1町村あたりの平均編集委員 / メンバー数(人) |
|------------------------|-----|---------------|------|---------|-----|--------------------------|
| | | 議員のみ | 職員のみ | 議員と職員共同 | その他 | |
| 条例に基づいて編集委員会等を設置している議会 | 553 | 553 | | | | 6.0 |
| 条例に基づく編集委員会等を設置していない議会 | 415 | 134 | 61 | 176 | 10 | 5.3 |
| 合計 | 968 | 687 | 61 | 176 | 10 | 5.4 |

2 議会中継・ホームページの開設状況(表77~78)

議会中継を実施しているのは、401町村(39.2%)であり、中継手段(複数回答)については、「庁内放送」が239町村で最も多く、次いで、「CATV」の128町村、「インターネット」の42町村、「その他」の33町村、「有線放送」の26町村、「防災無線」の5町村、の順である。

議会中継を実施している401町村のうち「ライブ中継の実績」があるのは、239町村(議会中継実施町村の59.6%)である。(表77)

ホームページを開設しているのは、725町村(70.9%)であり、297町村(29.1%)は開設していない。

議会単独のホームページを開設しているのは、25町村(開設町村の3.4%)であり、残り700町村(開設町村の96.6%)は、町村のHP内に開設している。(表78)

表77 議会中継

(単位:団体)

| 議会中継 | | | | | | | | |
|---------------|------------|------|-----|------|------|------|-----|---------|
| 実施している | 中継手段(複数回答) | | | | | | | 実施していない |
| | インターネット | CATV | ラジオ | 有線放送 | 庁内放送 | 防災無線 | その他 | |
| 401 | 42 | 128 | 0 | 26 | 239 | 5 | 33 | 621 |
| (実施している町村のうち) | | | | | | | | |
| ライブ中継の実績 | | | | | | | | |
| 有 | 無 | | | | | | | |
| 239 | 162 | | | | | | | |

表78 ホームページの開設

(単位:団体)

| 開設している | 開設状況(内訳) | | 開設していない |
|--------|----------|-------|---------|
| | 議会単独 | 町村HP内 | |
| 725 | 25 | 700 | 297 |

3 議会の活性化に係る取組み状況(表79)

議会基本条例を制定しているのは33町村(3.2%)である。

議会活性化に関して、例えば特別委員会を設置するなど議会活性化に関する議会組織を設置しているのは、111町村(10.9%)である。

平成18年6月の法の一部改正により、学識経験を有する者等の専門的知見の活用をすることができるようになったが、実施した町村はなかった。

地方自治法第96条第2項を活用し、議決事件の追加を行っているのは152町村(14.9%)である。

表79 議会の活性化に係る制度・組織の整備

(単位:団体)

| 項目 | | 整備(制定) している | 整備(制定) していない |
|------------------------------|--------------|----------------|-----------------|
| 議会基本条例の制定 | | 33 | 989 |
| 議会活性化に関する 議会組織 | | 111 | 911 |
| 専門的知見の活用 | | 0 | 1022 |
| 地方自治法96条2項追加事件 | | 152 | 870 |
| 内 訳 (複 数 選 択) | 町村の基本計画 | 66 | |
| | 各種施策のマスタープラン | 23 | |
| | 重要な私法上の契約 | 4 | |
| | 公社等への議会の関与 | 7 | |
| | 名誉町民の決定 | 42 | |
| | その他 | 65 | |

(注) 議会基本条例は、議会の使命や議員の責務、議会と長との関係や議会運営に関する基本的事項など住民に対して議会の果たすべき役割を明文化した条例を制定しているかとして調査したが、議会にかかる条例(委員会条例や定数条例等)を制定している場合も回答いただいたため、33町村となっている

4 夜間議会・休日議会・模擬議会・住民懇談会等の開催(表80~81)

夜間議会を開催しているのは19町村(1.9%)であり、その平均開催日数は1.3日である。

休日議会を開催しているのは29町村(2.8%)であり、その平均開催日数は1.6日である。(表80)

こども議会を実施しているのは、131町村(12.8%)、女性議会は8町村(0.8%)、その他の模擬議会を開催しているのは10町村(1.0%)である。

住民懇談会や議会報告会を実施しているのは、40町村(3.9%)である。(表81)

表80 夜間・休日議会の開催

(単位:団体)

| 項目 | 開催している | 平均開催日数(日) | 開催していない |
|------|--------|-----------|---------|
| 夜間議会 | 19 | 1.3 | 1,003 |
| 休日議会 | 29 | 1.6 | 993 |

表81 模擬議会・住民懇談会等の実施

(単位:団体)

| 項目 | | 実施している | 実施していない |
|------------------|----------|--------|---------|
| 模 擬 議 会 | こども議会 | 131 | 891 |
| | 女性議会 | 8 | 1,014 |
| | その他の模擬議会 | 10 | 1,012 |
| 住民懇談会 議会報告会 | | 40 | 982 |